

八王子市健康医療計画、第2期八王子市がん対策推進計画、第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画 及び第2期八王子市自殺対策計画(素案)について

1 報告趣旨

令和5年度(2023年度)計画最終年度となる標記4計画について、次期計画の素案をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画の位置付け

ア 八王子市健康医療計画

健康増進法第8条第2項に定める「市町村健康増進計画」として位置付け、国の「健康日本21(第三次)」及び東京都の「東京都健康増進プラン21(第三次)」、国の「第8次医療計画」との整合を図るものとする。

イ 第2期八王子市がん対策推進計画

がん対策基本法第10条に基づき国が策定した「第4期がん対策推進基本計画」の内容に鑑み、がんの予防に加え、がん患者の取組についても示す計画である。

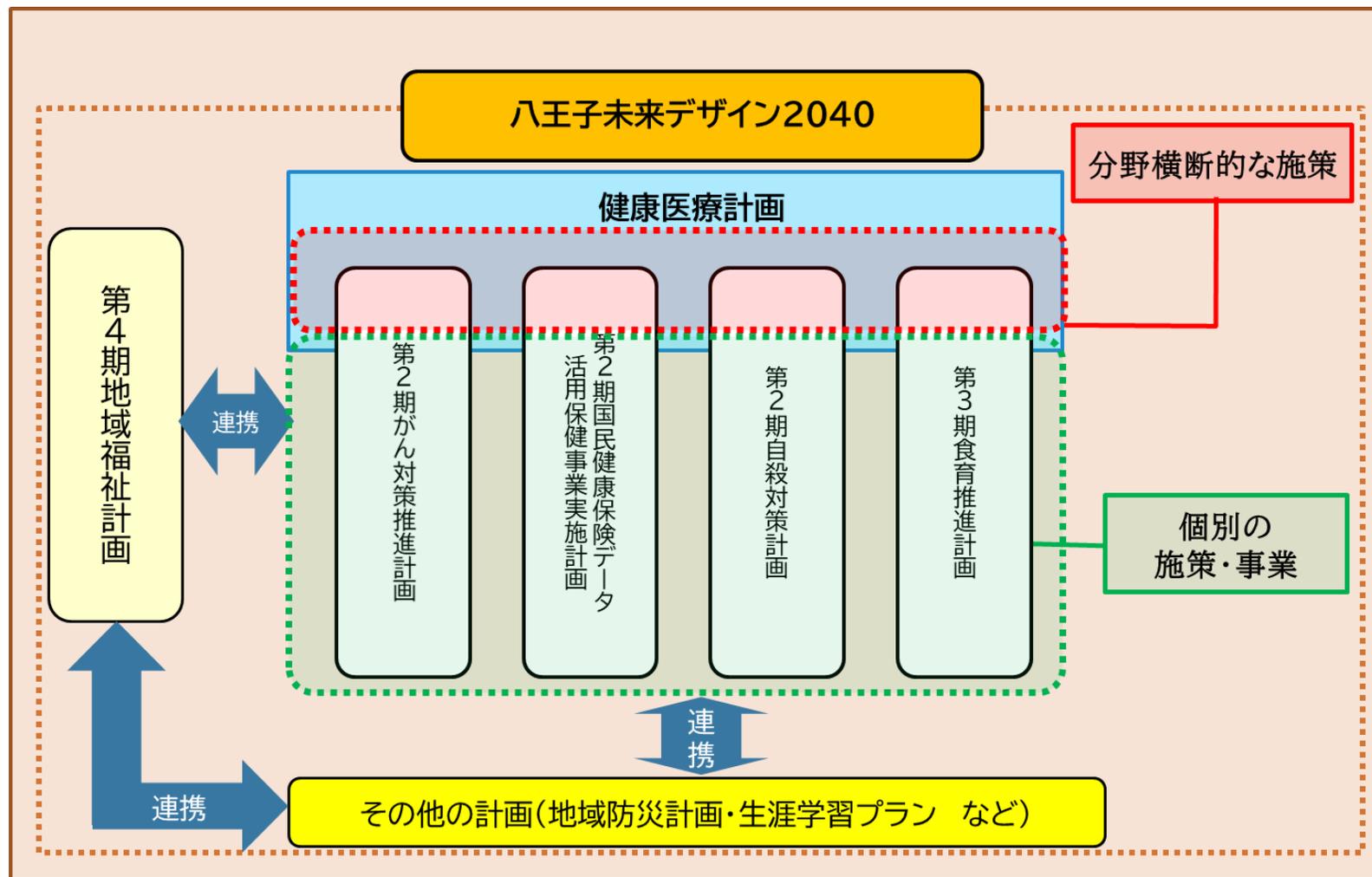
ウ 第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画

平成25年(2013年)6月14日に閣議決定された日本再興戦略及び平成26年(2014年)3月31日に一部改正された厚生労働省の保健事業の指針に基づき定める保健事業の実施計画である。高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき定める第4期特定健康診査等実施計画を包含する。

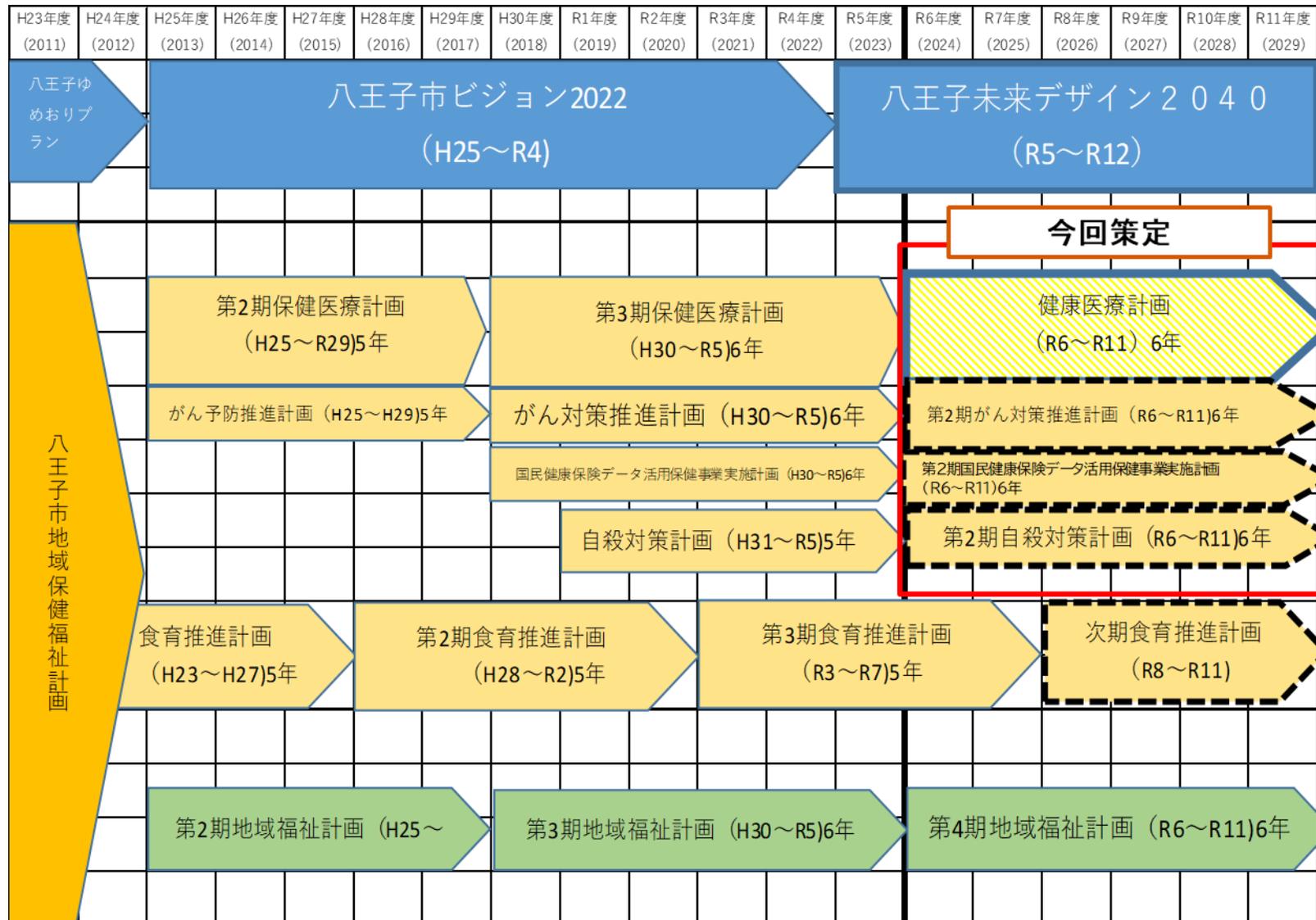
エ 第2期八王子市自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」にあたる計画である。国の自殺総合対策大綱及び「東京都自殺総合対策計画（第2次）」との整合を図る。

<市内計画との関連>



(2) 計画期間



(3) 計画（素案）の概要

ア 八王子市健康医療計画

(ア) 基本理念

自分で、家庭で、地域で、笑顔あふれる健康なまちづくり

(イ) 計画の視点

- 1 いつまでも元気で健康的な生活を送るために
- 2 住み慣れた地域で安心して医療を受けられるために

(ウ) 基本目標

- 1-1 ライフステージや環境の特性（ライフコース）に合わせた健康づくりの推進
- 1-2 安全で健康的な生活を安心して送れる環境づくりの推進
- 2-1 日常の医療体制の整備
- 2-2 緊急時の医療体制の整備
- 2-3 在宅療養体制の整備

(エ) 主な変更点

- ・市民により親しみやすく、関連所管との円滑な連携を図るため、計画の名称を「保健医療計画」から「健康医療計画」に改める。
- ・基本目標1-1に国が新たに設定したライフコースという文言を加える。
- ・基本目標1-2に保健施策と健康の関連性が分かるよう健康的なという文言を加える。
- ・基本目標2-2及び2-3について、「八王子未来デザイン2040」の掲載順との整合を図る。

(オ) 計画の体系

別添「八王子市健康医療計画（素案）」32ページ

イ 第2期八王子市がん対策推進計画

(ア) 基本理念

「がん」による早すぎる死を防ぐ

「がん」になっても住み慣れた地域で自分らしく生きる

(イ) 基本方針

- I がんの予防
- II がんとの共生
- III 基盤の整備

(ウ) 基本方針の主な変更点

- ・がん検診の推進（2次予防）とがん予防の推進（1次予防）を、「がんの予防」へ集約。
- ・「がんとの共生」を、新設。

(エ) 計画の体系（基本理念・基本方針）

別添「第2期八王子市がん対策推進計画（素案）」44ページ

ウ 第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画

(ア) 目的

健康寿命の延伸・医療費適正化

(イ) 基本対策

特定健診受診率の向上

生活習慣病重症化予防事業の実施

受診・服薬の適正化事業の実施

エ 第2期八王子市自殺対策計画 ～気づく つながる 見守るまちを目指して～

(ア) 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない八王子の実現を目指して

(イ) 基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して取り組む
- 3 対応のレベルに応じた、様々な施策の効果的な連動をはかる
- 4 実践的な取組と啓発的な取組をあわせて推進する

5 関係者の役割を明確化し、連携・協働して取組を推進する

(ウ) 重点施策

- 1 子ども・若者世代への自殺対策の更なる推進・強化
- 2 働き盛りの方々への自殺対策の推進
- 3 困難を抱える女性への自殺対策の推進
- 4 高齢者への自殺対策の推進
- 5 生きづらさを感じるの方々への自殺対策の推進

(エ) 主な変更点

- ・計画の副題に「見守る」視点を追加
- ・重点施策について、ハイリスクグループへのアプローチとして、「働き盛りの方々」、「困難を抱える女性」、「生きづらさを感じるの方々」への対策を新設

(オ) 計画の体系

別添「第2期八王子市自殺対策計画（素案）」33ページ

(4) パブリックコメントの実施

ア 期 間 令和5年（2023年）12月15日（金）から令和6年（2024年）1月15日（月）まで

イ 周知方法 広報はちおうじ12月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 計画策定所管課、各保健福祉センター、市政資料室、各図書館、市民部各事務所、各市民センター、市ホームページ など

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、窓口へ持参

※「第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画」は実施しない。

(5) 今後のスケジュール

令和6年（2023年）3月 公表